

# 第四次長野市地域福祉計画の 策定について

保健福祉部福祉政策課

1

## 1 計画の目的と計画策定の根拠

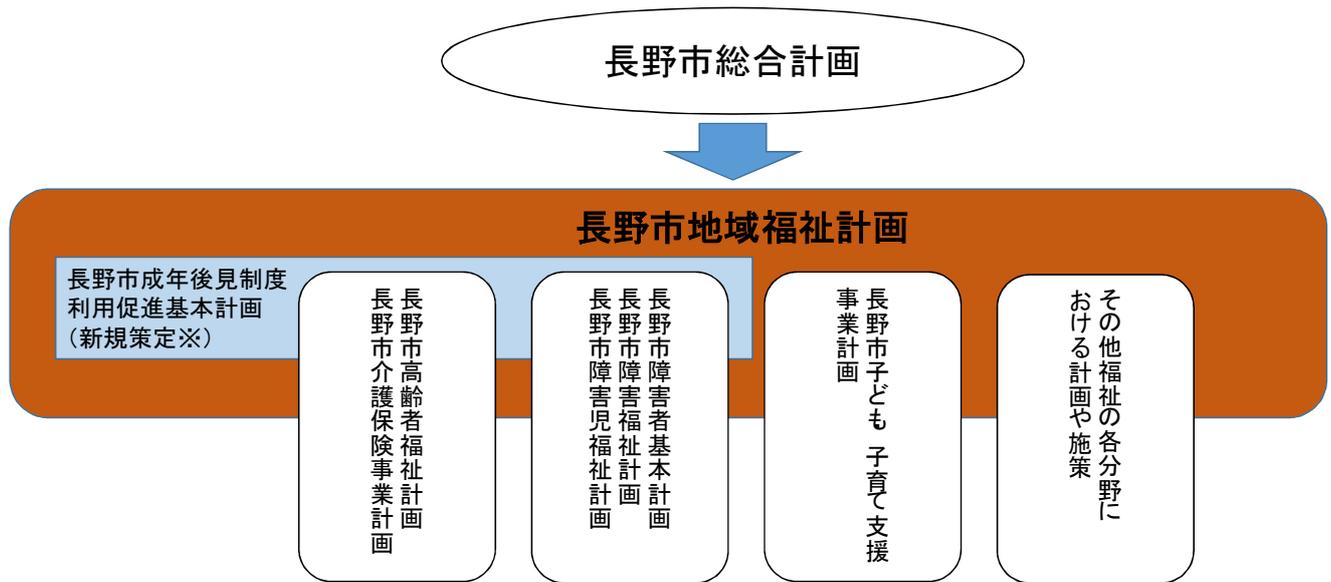
社会福祉法(平成30年(2018年)4月改正施行)第107条の規定に基づく、  
地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画  
平成28年度策定の第三次長野市地域福祉計画が令和3年度に終了する  
ため、令和4年度を初年度とする「第四次長野市地域福祉計画」を策定す  
るもの

## 2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

### 3 計画の位置付け

2



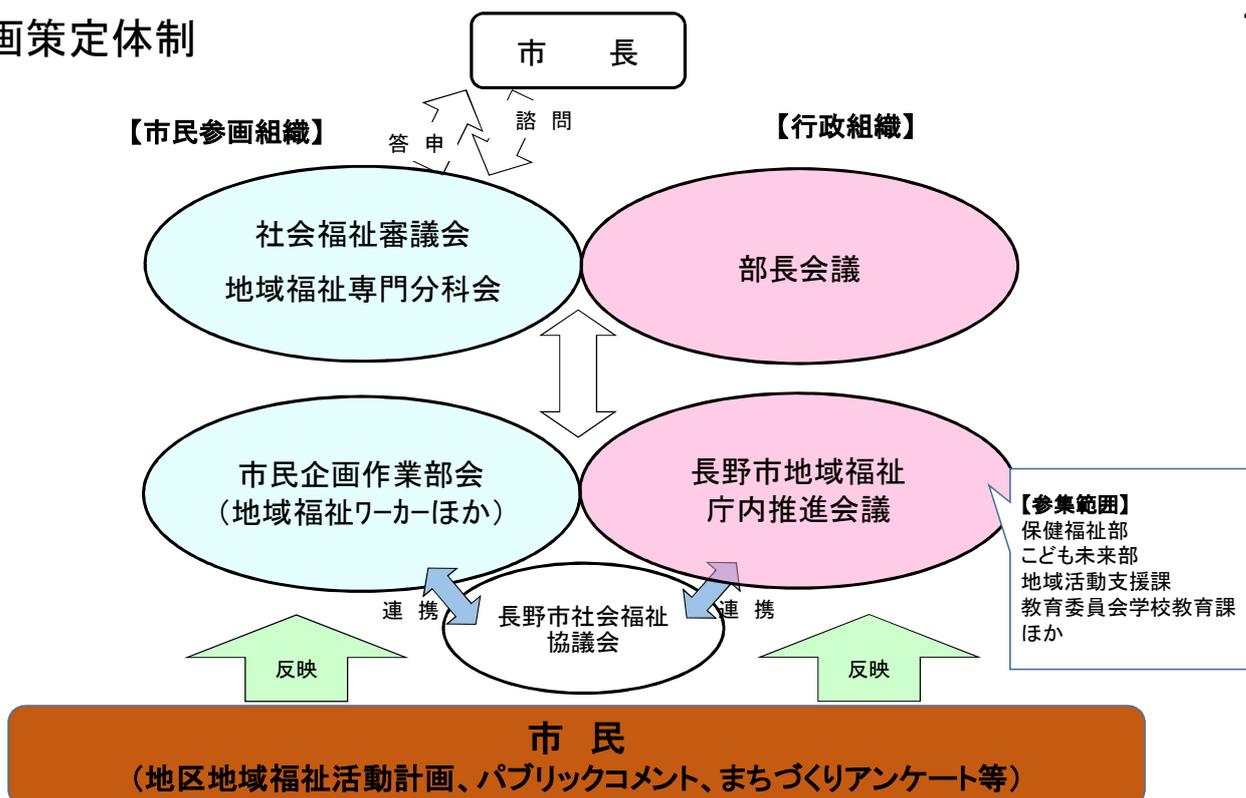
(※)

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28.5施行)に基づき、第四次長野市地域福祉計画と一体的に策定
- ・次期「長野市高齢者福祉計画・長野市介護保険事業計画」及び「長野市障害者基本計画」にも取組内容を記載

3

- ・長野市総合計画の施策を具体化する計画
- ・地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めるための方向性を示すもの
- ・社会福祉法の改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する(第107条第1項第1号)、いわゆる「上位計画」として位置づけられる
- ・長野市成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定  
※資料「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」を参照

# 4 計画策定体制



## ① 市民参加

- ・社会福祉法第107条第2項で「地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努める」とされている
- ・地域福祉の推進には、地域住民の参加が前提であることから、地域福祉ワーカーを含む「市民企画作業部会」を組織し、課題の整理、計画骨子や素案の作成等の協議を行う

## ② 市民と行政との協働

- ・市民と行政の協働体制で計画策定に取り組む
- ・庁内関係課と長野市社会福祉協議会で長野市地域福祉庁内推進会議を組織し、「市民企画作業部会」と連携を図る

## 5 社会福祉法の改正と地域福祉計画について

6

◎地域共生社会の実現に向けた改革の一環として平成30年(2018年)4月に社会福祉法が改正され、地域福祉計画関係の規定についても充実が図られた

○法第4条第2項 地域福祉推進の理念の明確化

地域住民等は、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する

○法第6条第2項 地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化

国及び地方公共団体は、地域住民等が、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るために必要な措置を講ずるよう努める

○法第106条の2 相談支援を担う機関は、自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、支援関係機関に支援を求めるよう努める

○法第106条の3第1項 市町村における包括的な支援体制の整備の推進

市町村は、地域住民等による地域生活課題の解決のための支援が包括的に提供される体制を整備するよう努める

●法第107条

■市町村地域福祉計画策定を努力義務化

■地域福祉計画に記載する事項について以下の項目を追加

- ・地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・包括的な支援体制の整備に関する事項(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

■定期的に地域福祉計画の調査、分析、評価を行うよう努める

地域福祉計画

## 6 計画策定スケジュール

7

年度	令和2年度												令和3年度												R4
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
【審議項目】																									
市議会																									
社会福祉審議会			諮問																				答申		
地域福祉専門分科会			○																						
市民企画作業部会																									
部長会議																									
地域福祉庁内推進会議			○																						
地域福祉推進会議																									

計画実施